

(案)

造林・保安林総合改良整備事業請負契約書

- 1 事業名 造林・保安林総合改良整備事業(長谷山1062と林小班外7 地拵作業外4)
- 2 事業場所 愛媛県西条市氷見 長谷山国有林1062林班と小班外7
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契 約 締 結 日 の 翌 日 から
令 和 8 年 3 月 16 日 まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)
〔注〕()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	2 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年6月25日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 住所 愛媛県松山市朝美2丁目6番32号
氏名 分任支出負担行為担当官
愛媛森林管理署長 山口 正浩 印

請負者（乙） 住所
氏名
印

事業内訳書

記入 番号	作業種	国有林名	林小班	面 積 (数量)	単位	樹種・本数			事業期間
						スギ	ヒノキ	計	
1	地拵	長谷山	1062と	4.87	ha				自 契約日の翌日 至 令和8年3月16日 全刈筋置
	小計			4.87	ha				
2	植付	長谷山	1062と	4.87	ha		10,227	10,227	自 契約日の翌日 至 令和8年3月16日 2,100本/ha
	小計			4.87	ha				
3	下刈	遅越山	38へ	8.13	ha				別途協議 筋刈
4	下刈	行長山	40は11	4.62	ha				別途協議 全刈
5	下刈	行長山	40は12	0.42	ha				別途協議 全刈
6	下刈	笹ヶ峰	1040は	4.59	ha				別途協議 筋刈
	小計			17.76	ha				
4	防護柵点検・ 簡易補修	行長山	40は11	1,400	m				契約日の翌日 至 令和8年3月16日
6	防護柵点検・ 簡易補修	笹ヶ峰山	1040は	1,350	m				契約日の翌日 至 令和8年3月16日
	小計			2,750	m				
9	本数調整伐A	菖蒲谷山	21い1	3.80	ha	33% (500本)		33% (500本)	契約日の翌日 至 令和8年3月16日
10	本数調整伐A	菖蒲谷山	21い2	4.44	ha	33% (500本)		33% (500本)	契約日の翌日 至 令和8年3月16日
11	本数調整伐A	菖蒲谷山	21は2	1.92	ha	31% (500本)		31% (500本)	契約日の翌日 至 令和8年3月16日
	小計			10.16	ha				
	計			37.66 2,750	ha m				

1. 本数伐採率は実地調査(收穫調査)の本数伐採率とする。

2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は(本)、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率(%)、下段はha当たりの目安伐採本数(本)である。

特 記 仕 様 書

1. 請負者は、別紙の技術提案については、確実に履行すること。なお、技術等にかかわる提案が履行できなかった場合で、再度事業の実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求を行うことがある。
2. 事業完了後における検査の「合否」の判断については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書に基づき適切に実施されており、かつ検査要領に定める基準に適合している場合には「合格」とする。ただし、事業完了後の検査の際の確認において、請負者の責により、技術提案の履行状況が記載内容を満たすものでない場合は、満たさない評価項目ごとに、事業成績評定の点数を3点ずつ減ずることとする。

材 料 仕 様 書

1. この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2. 材料の規格及び数量

材料名	規格	単位	数量	備考
ヒノキ コンテナ苗木	苗齢2以上 苗長35cm以上 根元径3.5mm以上	本	10,227	

3. 請負者は、2.を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用すること。

4. 請負者は、上記2の苗木について、花粉の少ない苗木(特定苗木等)が調達可能な場合は、優先的に使用すること。

5. 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

6. 材料は、この仕様書に定める品質・規格を満たすものを選定しなければならない。

地 拵 作 業 仕 様 書

地拵作業については、造林事業請負標準仕様書第27条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- 2 区域内の雑草木は、全部をできるだけ低く刈払うこと。
- 3 刈払物及び残存する末木枝条類（以下「刈払物等」という）は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。

(1) 筋 置

ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植 幅 2. 5 0 m

筋置幅 1. 5 0 m

イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。

ウ 植幅、置幅については、(1)アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の20%以上減にならないもの又は置幅の20%以上増にならないこと。

(2) 枝条存置

ア 刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できるだけ地表面に密着するよう存置する。

イ 刈払物が特に多い箇所は、植付に支障のないよう一部筋置を併用し、局部に集積することのないよう留意すること。

(3) 線 地 拵

ア 植筋線の刈払物等は、地上20 cm以上ある場合植筋線外に片寄せる。この場合、不安定なものは、枝払い又は適宜の寸法に切断するなどの処置を講ずること。

(注) 植筋線とは、等高線沿いに通常歩行できる程度のものである。

(4) 上記作業方法別区域については、監督職員が現地において図面に基づき指示するものとする。

(5) 指示区域について、特定仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施するものとする。

(造請— 1 3)

植付作業仕様書（コンテナ苗植栽）

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第 28 条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
 - (1) 植付本数 ha 当たり 2, 100 本
 - (2) 列間距離 2. 00 m 苗間距離 2. 40 m
 - (3) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が 2cm 程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第 1 項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないよう土を入れるなどの処置を講じ、地表面より 2 cm 程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせずに、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

(造請－ 1 7)

下 刈 作 業 仕 様 書

下刈作業については、造林事業請負標準仕様書第 3 0 条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。
- 2 施工方法等については、事業内訳書及び次のとおりとする。
 - ア 全刈りは区域内に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、植筋については樹高の 1 / 3 以下、置筋については 1 / 2 以下に刈り払うものとする。
 - イ 筋刈りは植筋に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、樹高の 1 / 3 以下に刈り払うものとする。
- 3 植栽木に巻きついている蔓茎類は、すべて根元から切り離し、植栽木の生育に支障のあるものは取り除くこと。
- 4 刈払いに際しては、特に植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意し倒伏もしくは土砂に埋れたもの等があるときは、適宜の処置を講ずること。
- 5 刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害にならないよう処理すること。
- 6 契約約款第 3 2 条及び第 3 8 条による検査の結果、植栽木の損傷が次の許容損傷率を超えた場合は、発注者は請負者に対して損害賠償の請求をすることができるものとし、その額は、発注者が別に定める賠償基準により算定した額によるものとする。

経過年	1 年以内	2 年以内	3 年以内	4 年以内	5 年以内
許容損傷率	5 %	4 %	3 %	2 %	1 %

- 7 作業中に獣害防護ネット等を切断・破損した場合は同等品程度の部材で補修すること。

本数調整伐 A 作業仕様書（未選木林分）

- 1 作業地は、現地において発注者の指示した区域とする。
- 2 本数調整伐 A の対象木を標示していない場合は、存置しても価値の向上が期待できない損傷木、曲がり木、二股木等の形質不良木等から選木伐採するものとし、標準地又は類似林分の選木状況に準じ、対象木を選木しなければならない。
なお、造林木の生長を阻害しているもの及び造林木の生長を阻害する恐れのある雑木類は本数調整伐 A の対象とする。
- 3 造林木の生育に支障のない広葉樹等の侵入木は保存すること。
- 4 本数調整伐 A の選木に当たっては、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく阻害することのないように留意すること。
- 5 本数調整伐 A の伐採高は、1.2m 以内とする。
- 6 伐倒する場合は、必要に応じて受口を切り、努めて横方向に伐倒するものとし、伐倒木の滑落及び他の造林木を損傷しないよう留意する。
- 7 選木伐採本数の伐採率の許容範囲は、事業内訳書に記載の本数伐採率プラス 10% とする。
- 8 伐倒木は、残存木に伐りかけたまま放置することなく、地面に引き落とし、等高線に平行に存置することとする。また、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りし、後続作業の支障とならないよう処理すること。
- 9 造林木に巻きついている蔓茎類は、根元から切り離しておくこととする。
- 10 この仕様書により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示によることとする。

防護柵点検・簡易補修仕様書（下刈作業時）

（作業の定義等）

1. 下刈作業時において、既に防護柵（防護ネット）を設置している箇所を請負者が「点検」、「簡易補修」を行うことにより効率的・効果的な獣害対策を図ることを目的とする。

（作業要領）

2. 具体的な報告の内容については、以下のとおりとする。
 - （1） 請負者は、下刈作業の区域に設置している防護柵（全周囲）について、徒歩により巡視点検を行う。
 - （2） 巡視点検により補修が必要な箇所（傾斜した支柱の復元、ロープの張替え及び張り具合の調整、破損箇所の部分補修、アンカー杭の補修等）の簡易な補修。
 - シカ防護柵の支柱、ネット、張りロープ、押さえロープ等の外観をシカ防護柵設置仕様書及び定規図を参考に目視により観察し、異常の有無、損傷の状況等を確認する。
 - （3） 大きな補修箇所（簡易な補修では対応できない破損箇所等）の確認。

なお、補修に係る資材については、発注者が請負者に支給する。

（報告）

3. 報告については、以下のとおりとする。
 - （1） 損傷箇所及び補修箇所等については、様式1により報告するとともに、事業図に損傷箇所等を記載したものを様式1に添付し、監督職員に下刈完了時に提出すること。
 - 補修箇所は実施した補修内容及び補修前・後の写真を撮影し添付すること。
 - （2） 異常がない場合についても、その旨を記載し、様式1により監督職員に提出すること

（その他）

4. 下刈作業時に防護柵を損傷させた場合には、請負者が同等品程度の部材で補修する。

防護柵点検・補修表

国有林名	林小班	点検実施日	点検者
		点検実施日	点検者

全周	延長 (m)
----	--------

補修箇所			大きな補修箇所	
実施箇所	破損原因	補修内容	実施箇所	破損原因
①			❶	

- 【記載方法等】
1. 破損原因、補修内容については、以下により記載すること。
- 破損原因

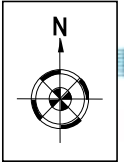
破れ
穴あき
シカ絡まり
支柱倒れ
支柱折れ
ロープ切れ
その他（具体的に）
- 補修内容

補修
交換
その他（具体的に）
2. 破損原因が複数の場合は、主の原因を記載する。
3. 「①」は補修箇所、「❶」は大きな破損箇所。

令和7年度 地拵・植付作業請負箇所 位置図

長谷山国有林1062林班と小班

S = 1: 20,000



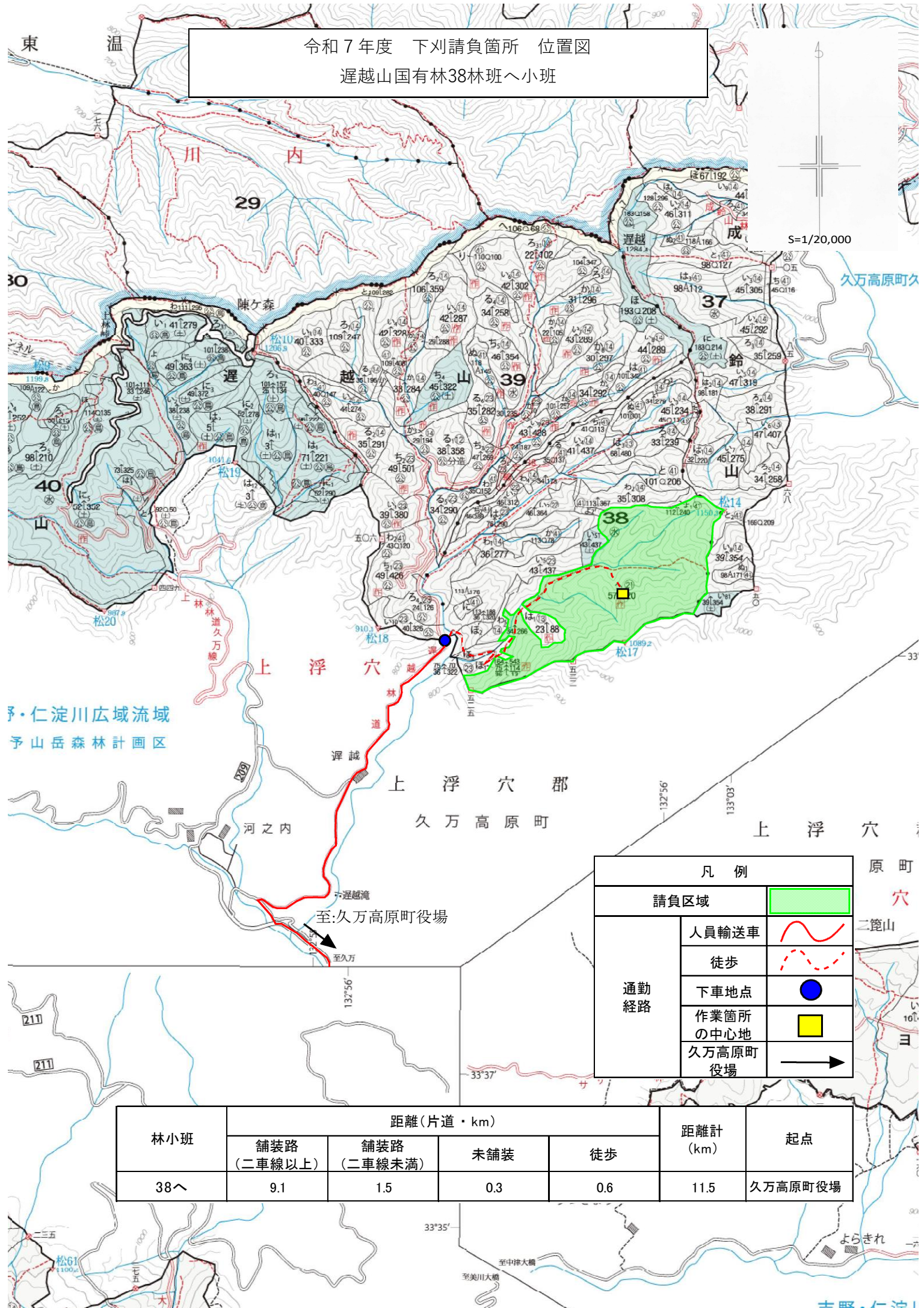
小松サービスセンター

凡 例			
請負事業地			
通勤 経路	人員輸送車		
	徒歩		
乗下車地点			
作業中心地			
市町村役場			

林小班	距離(片道・km)				距離計 (km)	起点
	舗装路 (二車線以上)	舗装路 (二車線未満)	未舗装	徒歩		
1062と	4.7			0.2	4.9	小松サービスセン ター(旧西条市役 所小松総合支所)

令和7年度 下刈請負箇所 位置図
遅越山国有林38林班へ小班

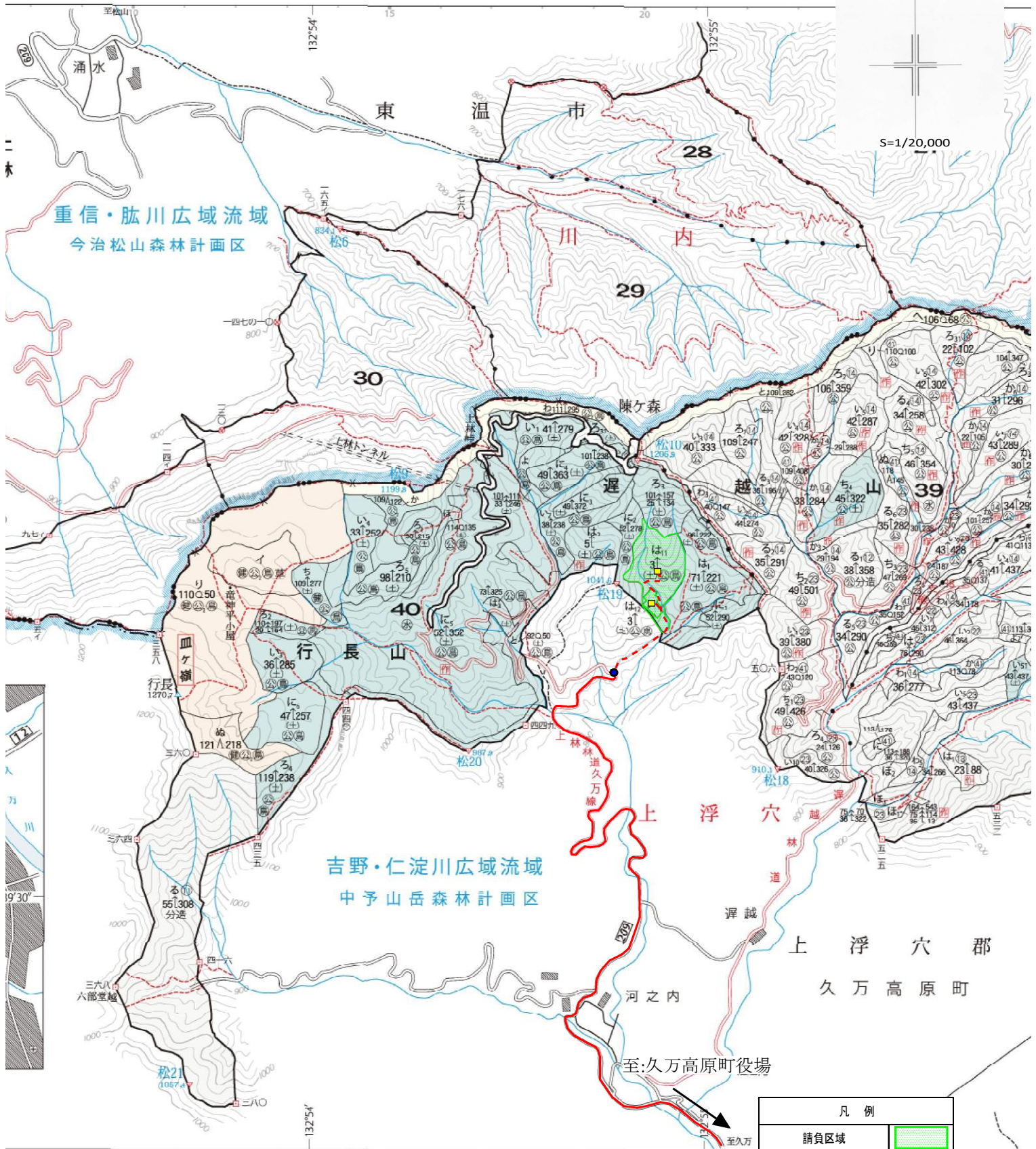
S=1/20,000



凡 例	
請負区域	
人員輸送車	
徒歩	
下車地点	
作業箇所の中心地	
久万高原町役場	

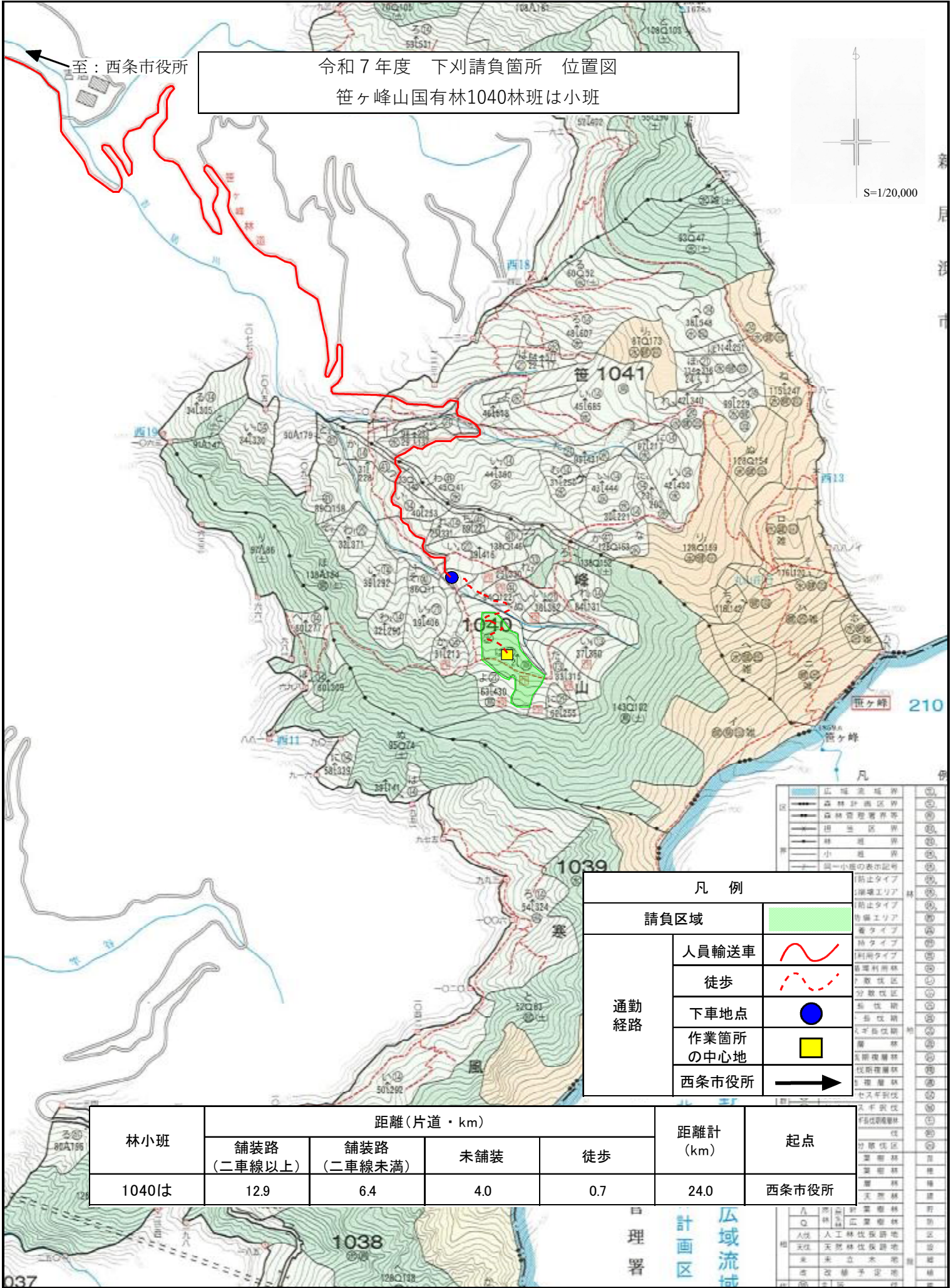
林小班	距離(片道・km)				距離計 (km)	起点
	舗装路 (二車線以上)	舗装路 (二車線未満)	未舗装	徒歩		
38へ	9.1	1.5	0.3	0.6	11.5	久万高原町役場

令和7年度 下刈請負箇所 位置図
行長山国有林40林班は11小班外1



林小班	距離(片道・km)				距離計 (km)	起点
	舗装路 (二車線以上)	舗装路 (二車線未満)	未舗装	徒歩		
40は11	10.2	1.8	0.0	0.6	12.6	久万高原町役場
40は12	10.2	1.8	0.0	0.4	12.4	久万高原町役場

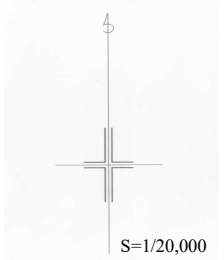
凡 例	
請負区域	
人員輸送車	
徒歩	
下車地点	
作業箇所の中心地	
久万高原町役場	



至：西条市役所

令和7年度 下刈請負箇所 位置図

笹ヶ峰山国有林1040林班は小班



凡 例	
請負区域	
人員輸送車	
徒歩	
下車地点	
作業箇所の中心地	
西条市役所	

林小班	距離(片道・km)				距離計(km)	起点
	舗装路 (二車線以上)	舗装路 (二車線未満)	未舗装	徒歩		
1040は	12.9	6.4	4.0	0.7	24.0	西条市役所

令和7年度 本数調整伐A作業請負箇所 位置図

菖蒲谷山国有林21林班い1小班外2

川 内

重信・肱川広域流域

今治松山森林計画区

S=1/20,000

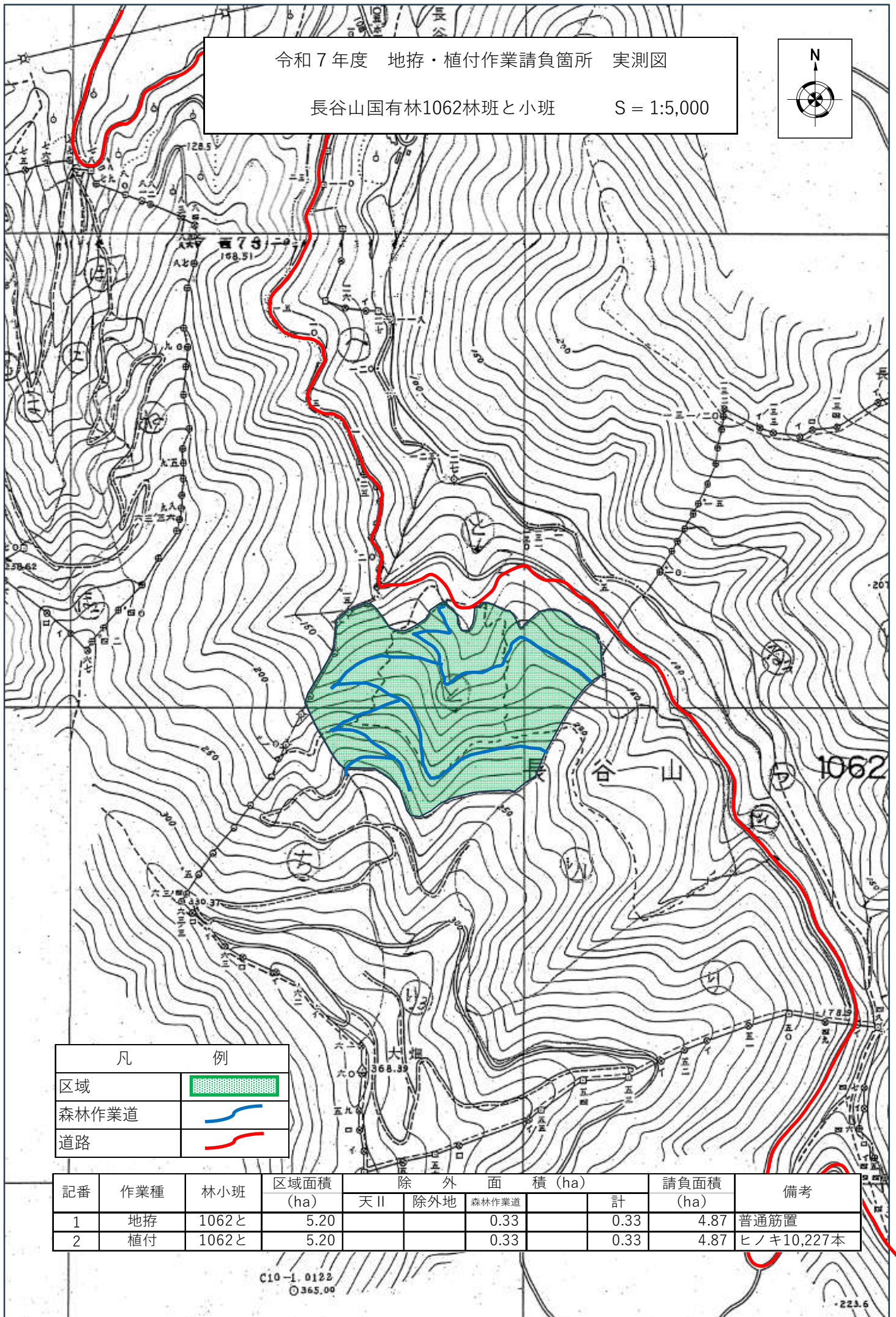
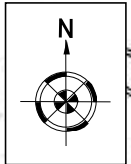
凡 例	
請負区域	
通勤経路	人員輸送車
	徒歩
	下車地点
	作業箇所 の中心地
	久万高原町役場 面河支所

林小班	距離(片道・km)				距離計 (km)	起点
	舗装路 (二車線以上)	舗装路 (二車線未満)	未舗装	徒歩		
21い1	7.3	7.8	0.0	0.8	15.9	久万高原町役場 面河支所
21い2	7.3	7.8	0.0	0.5	15.6	久万高原町役場 面河支所
21は2	7.3	8.3	0.0	0.4	16.0	久万高原町役場 面河支所

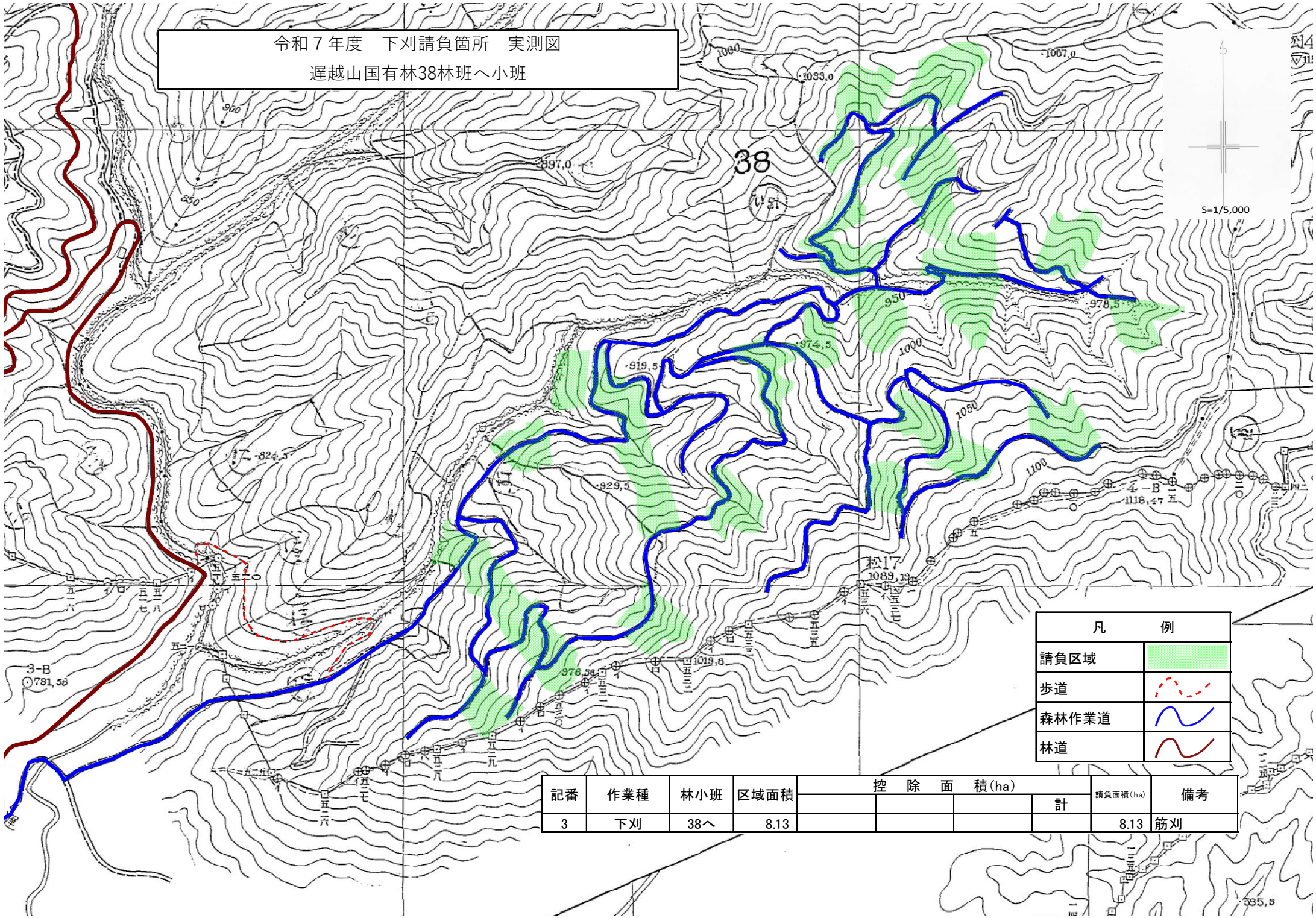
令和7年度 地拵・植付作業請負箇所 実測図

長谷山国有林1062林班と小班

S = 1:5,000



令和7年度 下刈請負箇所 実測図
遅越山国有林38林班へ小班



令和7年度 下刈請負箇所 実測図

行長山国有林40林班は11小班外1

S=1/5,000

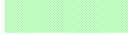
凡 例	
区域	
除外地	
歩道	
防護柵点検簡易補修	
森林作業道	
林道	

記番	作業種	林小班	区域面積	控 除 面 積(ha)				請負面積(ha)	防護柵距離(m)	備考
				除外地	森林作業道		計			
4	下刈	40は11	4.79	0.17			0.17	4.62	1,400	全刈、防護柵点検簡易補修
5	下刈	40は12	0.42					0.42		全刈

令和7年度 下刈作業請負箇所 実測図

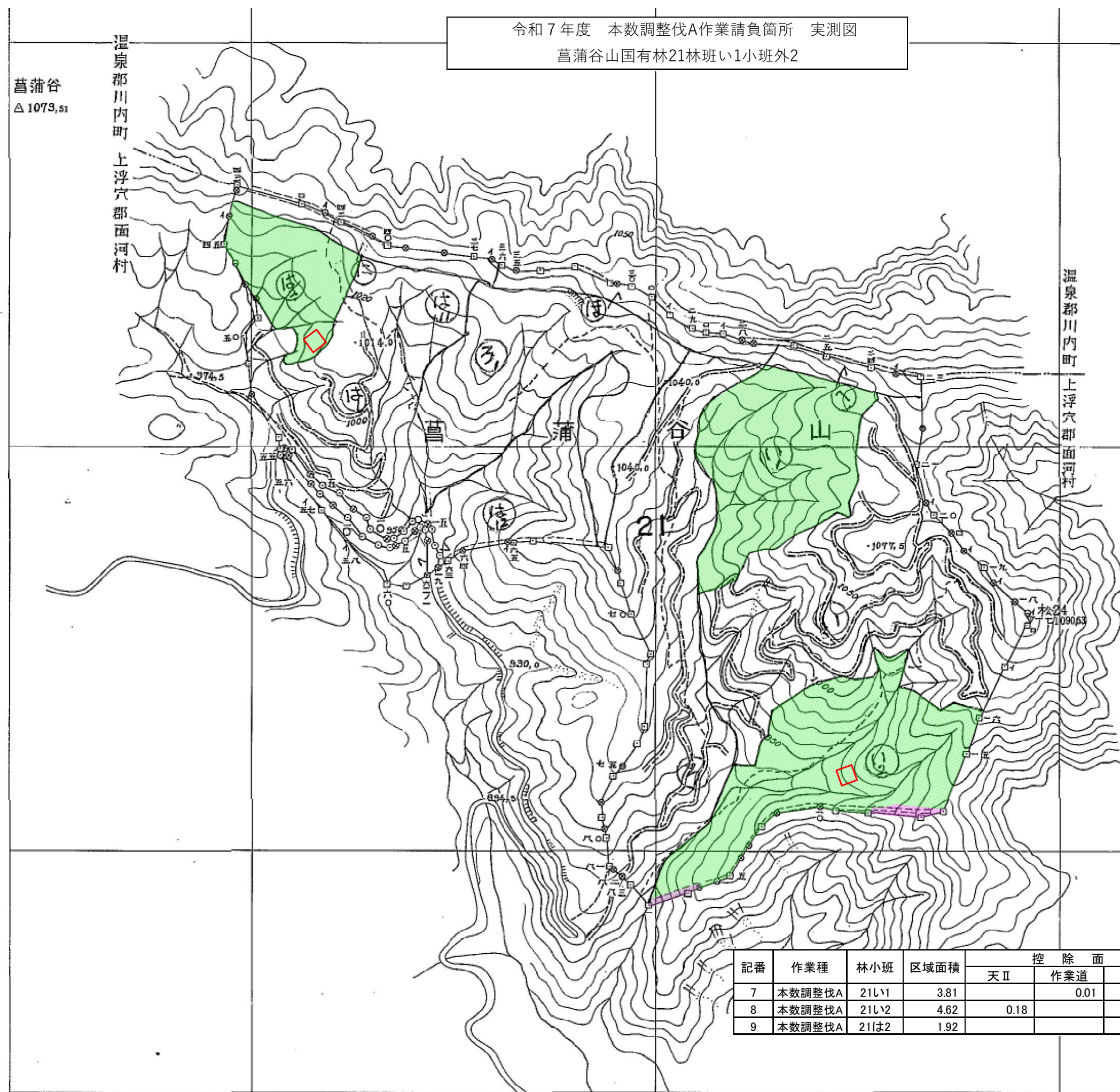
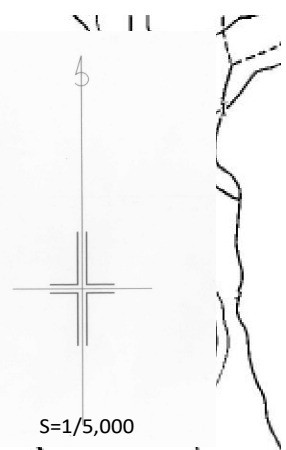
笹ヶ峰山国有林1040林班は小班

S=1/5,000

凡 例	
区域	
除外地	
防護柵点検簡易補修	
林道	
森林作業道	
歩道	

記番	作業種	林小班	区域面積	控 除 面 積 (ha)				請負面積 (ha)	防護柵距離 (m)	備考
				除外地	森林作業道		計			
6	下刈	1040は	5.14	0.28	0.27		0.55	4.59	1,350	筋刈、防護柵点検簡易補修

令和7年度 本数調整伐A作業請負箇所 実測図
 菖蒲谷山国有林21林班い1小班外2



凡 例	
請負区域	
天Ⅱ	
標準地箇所	

記番	作業種	林小班	区域面積	控 除 面 積 (ha)				請負面積 (ha)	備考
				天Ⅱ	作業道		計		
7	本数調整伐A	21い1	3.81		0.01		0.01	3.80	
8	本数調整伐A	21い2	4.62	0.18			0.18	4.44	
9	本数調整伐A	21は2	1.92					1.92	

株式会社大阪写真測量所

+84.0

菖蒲谷
 △1073.51

温泉郡川内町 上浮穴郡面河村

温泉郡川内町 上浮穴郡面河村

+82.7

-46.8